

朝来市熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

1. 目的

夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る必要経費を計上するため、現場管理費の補正を行う。

2. 対象工事等

(1) 対象工事 主たる工種が屋外作業である土木工事を対象とする。草刈りや清掃、樹木の剪定、側溝の清掃など工事積算体系の委託業務を含む。

(2) 対象地域 全ての地域を対象とする。

3. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日をいう。ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

(2) 工期

熱中症対策に資する現場管理費の補正（以下、熱中症対策補正という）において、工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。

熱中症対策補正に必要となる、工事完成日は、契約変更手続き期間等を踏まえ受発注者間協議により定めるものとする。

また、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

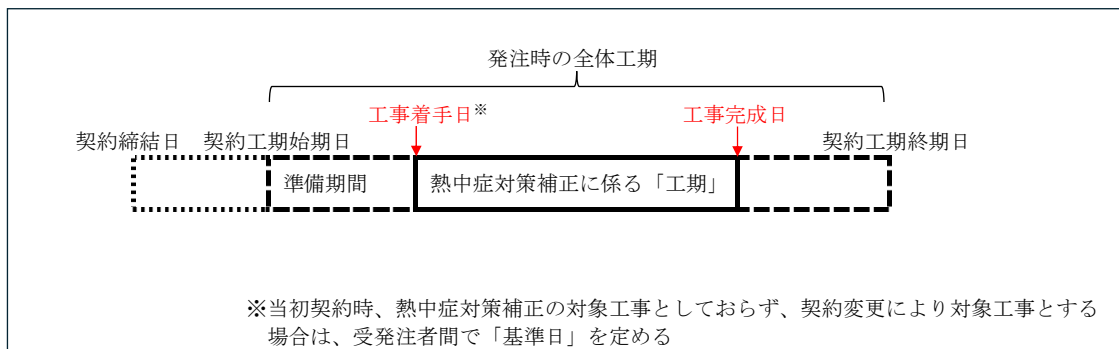


図 - 1 熱中症対策補正に係る「工期」の考え方

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

真夏日率は小数第2位止め(3位四捨五入)

4. 積算方法等

受注者より提出された計測結果資料(参考参照)をもとに、真夏日率を現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行う。

(1) 補正方法

$$\text{補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times 1.2$$

補正值 (%) は小数第 2 位止め (3 位四捨五入)

(2) 現場管理費

$$\text{対象純工事費} \times ((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}^{\ast}) + \text{補正值})$$

※補正係数：地域補正等

なお、「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高 2% とする。

(緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令による応急工事とする。)

5. 気温の計測方法等

(1) 計測方法

工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載する。

使用する観測所は以下のとおりとし、気象庁の気温または環境省が公表している暑さ指数 (WBGT) を用いることを標準とする。

	観測所名 (発注者)	所在地
1	香住 (新温泉土木事務所)	美方郡香美町香住区森
2	豊岡 (豊岡土木事務所)	豊岡市桜町 豊岡特別地域気象観測所
3	兔和野高原	美方郡香美町村岡区宿字菟臥野
4	和田山 (養父土木事務所)	朝来市和田山町枚田
5	生野	朝来市生野町口銀谷
6	柏原 (丹波土木事務所)	丹波市柏原町柏原
7	一宮 (宍粟事業所)	宍粟市一宮町東市場
8	福崎 (福崎事業所)	神崎郡福崎町福崎新
9	西脇 (多可事業所)	西脇市上比延町
10	上郡 (光都土木事務所)	赤穂郡上郡町与井
11	姫路 (姫路土木、龍野土木、姫路港管理 事務所)	姫路市神子岡前 姫路特別地域気象観測所
12	三田 (宝塚土木事務所、三田業務所)	三田市下深田
13	三木 (加東土木事務所)	三木市志染町広野
14	家島	姫路市家島町真浦字御室寺
15	明石 (加古川土木事務所、明石街づくり対策室)	明石市二見町南二見
16	神戸 (神戸土木、西宮土木、尼崎港管理 事務所)	神戸市中央区脇浜海岸通 神戸地方気象台
17	郡家	淡路市多賀
18	洲本 (洲本土木事務所)	洲本市木戸 洲本特別地域気象観測所
19	南淡	南あわじ市阿万塩屋町

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

(2) 計測結果の報告

受注者は、施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出する。(参考参照)

6. 施工箇所点在型への適用

施工箇所点在型工事については、点在する箇所毎に補正を行う。

なお、一般管理費算出時の、現場管理費率に係る補正值は、親設計書で設定した補正值によるものとする。

7. 対象工事である旨等の明示

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に 応じた現場管理費の補正を行う対象工事である旨等を特記仕様書等に明示する。

8. 適用

令和6年6月1日以降に入札公告する工事とし、受注者が現場管理費の補正を希望した場合に適用する。

なお、6月1日より前に公告した工事についても、受注者が現場管理費の補正を希望した場合に、本通達日以降に受発注者協議し、次回変更契約時点において特記仕様書へ追記を行うことで適用できる。

附則

この要領は、令和6年6月1日から適用する。

令和8年6月1日一部改定